

修正公示：次の案件については、2015年2月12日に公示しましたが、現地の都合により、現地派遣期間等を約1か月間延期することになりました。ついては、以下のとおり、修正公示いたします。(2015年2月18日)

番号：141226

国名：ナイジェリア

担当：農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

案件名：コメ収穫後処理技術・マーケティング能力強化プロジェクト終了時評価調査(評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年4月中旬から2015年6月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.77M/M、合計 1.27M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	23日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：3月4日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
 郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 18点
 - ③語学力 9点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	ナイジェリア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：

黄熱病：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）の提示が必要です。

6. 業務の背景

ナイジェリアでは、人口の約 65%が農業関係の仕事で生計を立てている。農業は GDP の約 4 割を占める。ナイジェリア経済は近年、7%台の成長が続いているが、依然として国民の約 3 分の 2、9000 万人以上が貧困層に区分され、その多くは農村部に暮らしている。

同国では人口増加と都市化に伴う食生活の変化により、コメの需要が増加する一方、コメの年間消費量約 500 万トンに対し、国内生産は 300 万トン前後と見られ、年間 200 万トンの輸入が必要な状況から、ナイジェリア政府は世界的な穀物価格高騰の経験と食料安全保障の観点もふまえて、コメの自給率向上を重要課題に位置づけている。

ナイジェリアはコメ生産量がアフリカで最も多い国であるが、コメ生産農家、コメ加工業者ともに収穫後処理に関する認識や技術が不十分であり、不適切な乾燥と精米のため碎米率が高く、また収穫・乾燥時に混入した小石が精米過程で除去できないなど、国産米の品質は概して低い。このため、国産米の価格は安く、コメ生産拡大への意欲を低下させ、また収穫後損失率は 15~20%に達し、生産・加工に携わる農民や農村部住民の所得向上の妨げになっている。精米処理技術の改善、処理能力の向上、消費者の嗜好にあったコメの製品化、国産米ブランド作りなどを通じて輸入米に対する競争力を強化することは、コメの国内生産拡大を促し、自給率向上と食料安全保障、及び稲作農家などの生計向上を通じた貧困削減に資するものである。

ナイジェリア政府は収穫後処理を国産米増産の最大のボトルネックと捉えており、これを改善するために州農業開発プログラム関係者、コメ生産者、コメ加工業者等を対象として各種の研修を実施して収穫後処理・マーケティングに関する人材育成を推進するため、必要な技術協力を日本に要請した。

このような状況の下、農業農村開発省農産加工マーケティング局（APM）をカウンターパートとし、2011 年 9 月から 4 年間の予定で開始された技術協力プロジェクト「コメ収穫後処理技術・マーケティング能力強化プロジェクト」（以下、本プロジェクト）では、首都アブジャ及びナサラワ州ラフィア、ナイジャ州ビダを対象地域とし、同地域で流通する国産米の品質を向上させ、収穫後損失率を低下させるため、高品質国産米の流通を促進するための方策特定、国産米の品質基準改善、州農業開発プログラム（ADP）職員のマーケティング、収穫後処理技術に係る研修実施能力強化、小規模精米業者、パーボイル加工業者、コメ生産農家の収穫後処理、経営能力強化を成果としたプロジェクト活動が展開されてきている。JICA は総括、副総括／米収穫後処理／パーボイル加工、経営・マーケティング、農村金融／組織強化／研修計画、研修運営等の担当分野からなる専門家チームを派遣し、プロジェクト活動を支援している。

2013 年 11 月に実施した中間レビュー調査では、政策的観点から高い妥当性が確認され、ナサラワ州の品質改善に向けた取り組み状況からコメ品質の向上への流れが確認できたものの、目標達成は予断できず、有効性は判断がつかなかった。また、機材の規模拡大と設置遅延、ならびに治安対策強化への支出増などから効率性が低いものの、流通業者を含め収穫後処理全体のステークホルダーを対象にしていることからその発現が期待され、一定程度のインパクトが期待された。持続性については、ラフィアでのインキュベーション・プラントの受け皿となる機関が決定されていないため判断をするには早いですが、ADP の技術的能力は見受けられ、他地域の展開については予算確保の懸念が残るといった結果となった。

今回実施する終了時評価調査は、2015 年 9 月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は 次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2015年4月中旬～5月上旬）

- ①既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ②既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関、その他ナイジェリア側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を作成する。
- ④対処方針会議等に参加する。

（2）現地派遣期間（2015年5月中旬～6月上旬）

- ①JICA ナイジェリア事務所等との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③ナイジェリア側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びナイジェリア側 C/P 等とともに評価5項目の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）の取りまとめを行う。
- ⑥調査結果や他団員及びナイジェリア側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ⑦評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑧協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑨現地調査結果の JICA ナイジェリア事務所等への報告に参加する。

（3）帰国後整理期間（2015年6月中旬）

- ①評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を作成する。
- ②帰国報告会に出席する。
- ③終了時評価調査報告書（和文）について、担当分野のドラフトを作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（1）～（3）のすべてとする。

- （1）評価報告書（英文）
- （2）担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）
- （3）評価調査結果要約表（案）（和文・英文）

上記（1）～（3）については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドラ

イン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい）。

(2) 直接人件費月額単価

直接人件費月額単価については、2015年度単価を上限とします。

(<http://www.jica.go.jp/announce/information/20150218.html>)

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2015年5月中旬～2015年6月上旬を予定しています。

本業務従事者は、当機構の調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 評価分析 (コンサルタント)

また、本評価調査期間中に現地で活動を予定している専門家は以下のとおりですが、評価調査実施に合わせて、他のメンバーも日程調整を検討いただいております。

ア) 経営・マーケティング

イ) 業務調整

③ 便宜供与内容

当機構ナイジェリア事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ及び専門家及びC/Pの同行

オ) 執務スペースの提供

プロジェクトオフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイト

(<http://libopac.jica.go.jp/>)で公開されています。

・ 詳細策定調査報告書

・ 運営指導調査報告書

・ 中間レビュー調査報告書

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② ナイジェリア国内での作業においては、JICAの安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、ナイジェリア事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。

以上